

国立大学法人奈良教育大学情報公開・個人情報保護委員会規則

平成23年12月22日  
制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、情報公開及び個人情報保護に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日。法律第140号）に係る情報公開の実施体制に関すること。
- 二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日。法律第59号）に係る保有個人情報保護の実施体制に関すること。
- 三 開示・不開示の判断基準に関すること。
- 四 法人文書及び保有個人情報の開示・不開示に関すること。
- 五 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
- 六 不服申立て及び訴訟に関すること。
- 七 法人文書及び保有個人情報の管理に関すること。
- 八 その他情報公開及び個人情報保護の実施に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事（総務担当）
- 二 理事（教育担当）
- 三 副学長（研究担当）
- 四 企画連携課長
- 五 学長が指名する者 若干名

2 前項第五号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第五号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、理事（総務担当）をもって充てる。

（副委員長）

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して、必要な事項は、委員会が別に定める。

（委員会）

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第8条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

（ワーキンググループ）

第9条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

（委員以外の者の出席）

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

（学長への報告）

第11条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

（事務の処理）

第12条 委員会に関する事務は、企画連携課において処理する。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。